

国地契第142号
国官技第272号
国営整第145号
平成18年3月22日

各地方整備局 総務部長
各地方整備局 企画部長 あて
各地方整備局 営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長

「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の
選定・特定手続について」等の一部改正について

「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）、「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号）、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）の一部を下記のように改正し、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に締結される業務について適用することとしたので、通知する。

記

（「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」の一部改正）

第1 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号）記1中「7,300万円」を「7,200万円」に改める。

（「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」の一部改正）

第2 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号）記1中「7,300万円」を「7,200万円」に改める。

（「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」の一部改正）

第3 「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）記1中「7,300万円」を「7,200万円」に改める。

（「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」の一部改正）

第4 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）記1中「7,300万円」を「7,200万円」に改める。

- 「公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」
 (平成6年6月21日付け建設省厚契発第270号、建設省技調発第136号、建設省営建発第25号)新旧対照表

改 正 案	現 行
1 対象業務 本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>7,200万円</u>以上のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>7,200万円</u>以上のものとする。	1 対象業務 本手続の対象業務は、特定手続通達記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が<u>7,300万円</u>以上のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が<u>7,300万円</u>以上のものとする。

- 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」
 (平成6年6月21日付け建設省厚契発第271号、建設省技調発第137号)新旧対照表

改 正 案	現 行
1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が7,200万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。	1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が7,300万円以上のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。

○「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」
 (平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号)新旧対照表

改 正 案	現 行
1 対象業務 本手続の対象業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>7,200万円</u>未満のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上<u>7,200万円</u>未満のものとする。	1 対象業務 本手続の対象業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。)記1各号に掲げる業務のうち、1件につき予定価格が5,000万円以上<u>7,300万円</u>未満のものとする。 ただし、基本設計業務のみを発注する場合で、それに続く実施設計業務を基本設計業務の受託者に随意契約する予定のものにあつては、基本設計業務の予定価格と実施設計業務の想定される予定価格の合計額が5,000万円以上<u>7,300万円</u>未満のものとする。

○「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号)新旧対照表

改 正 案	現 行
1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。	1 対象業務 本手続の対象業務は、建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号。以下「選定要領」という。）にいう測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号。以下「特定手続通達」という。）記1各号のいずれにも該当しない業務であって、1件につき予定価格が5,000万円以上7,300万円未満のものとする。ただし、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスは本手続の対象としないものとする。